

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	17,046人	保護率	0.72%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	35.4／月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	17.0／月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	12.3／月				
就労・増収率（%）	38.5%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 事業の概要等（令和4年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託（鳥羽市社会福祉協議会） 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業も同一の事業者へ委託し、担当者間で連携して実施。 借上方式で実施。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 一時生活支援事業担当者1名を配置。 緊急一時的な宿泊場所、食料、衣料等を提供するとともに、職員による相談支援を実施。 部屋の管理や退居時の支援（住居探し等）は一時生活支援事業担当者が行い、相談支援等については自立相談支援機関との連携により実施。
事業費	2,458.6千円
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅を活用している。（事業受託者と市営住宅管理部署との契約による。）

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

- 鳥羽市においては観光業が主要産業の1つであり、寮付の宿泊施設に住み込みで働いている方が多く、何らかの理由により失職した場合には職と住まいを同時に失ってしまう可能性が高い。実際、自立相談支援機関や生活保護の相談窓口には、年1～2名程度住所不定で所持金のない方の相談があった。
- もともと一時的に入居できるような施設や住宅は多くないうえ、新型コロナの影響により、施設等での一時的な入居が非常に困難な状況になっていた。
- 緊急的に対応が必要な場合においても、まずは一時的に住まいを確保し、生活の立て直しに向けて検討できる時間と場所を確保することが重要であることから、事業実施を決定。

委託先の検討
【6ヶ月前】

- 実施にあたっては自立相談支援機関との連携が必須であるとの考えのもとで委託先を検討。また、生活保護や他の相談支援機関との連携が必要になることも想定された。
- ⇒自立相談支援事業の委託先であり、生活保護等の相談支援機関が集まる「保健福祉センターひだまり」に窓口を設置する鳥羽市社会福祉協議会への委託で調整を進めた。

実施方法・場所の検討
【5ヶ月前】

- 市内宿泊施設は多いが、繁忙期には満室になって部屋を確保できないおそれがあり、実施方法について検討。
- ⇒市営住宅に活用できる空き部屋があり、市営住宅の有効活用の観点も含め、市営住宅を活用する方向で住宅部署との調整を進めた。

庁内財政部署との調整
【4ヶ月前】

- 予算要求にあたり、庁内の財政部署から、事業の必要性について示すよう指摘あり。
- ⇒火災や災害同様「何かあったときの体制を整えておく」ことの重要性を説明するとともに、これまでも住居喪失者からの相談があったことを説明し、理解を得た。

令和4年4月 事業開始

事業実施

- 令和4年度の利用実績：2名（利用期間合計は約5か月）
- ⇒うち1名は一般就労となり、1名は生活保護受給となった。
- 本事業の利用により、急に住まいを失った方がいったん落ち着いて考えられる時間と場所を提供することができた。
- 令和4年度の実施状況を踏まえ、1部屋だけでは1名利用中に相談があった場合に対応できないことから、令和5年度は2部屋へ拡充。